

第1章 基本計画策定の目的と位置付け

1. 策定の目的

現在の早川町の庁舎機能は、複数の施設に分散している。利用者が場合によって複数の施設に足を運ばなければならない状況であること、本庁舎が老朽化等により適正な住民サービスが図れないこと、事務スペースに余裕がない等役場庁舎の物理的劣化や社会的劣化が深刻となっている。また本庁舎の耐震性が不足しているため、非常時において町の自治を支えていくことが困難となっている。

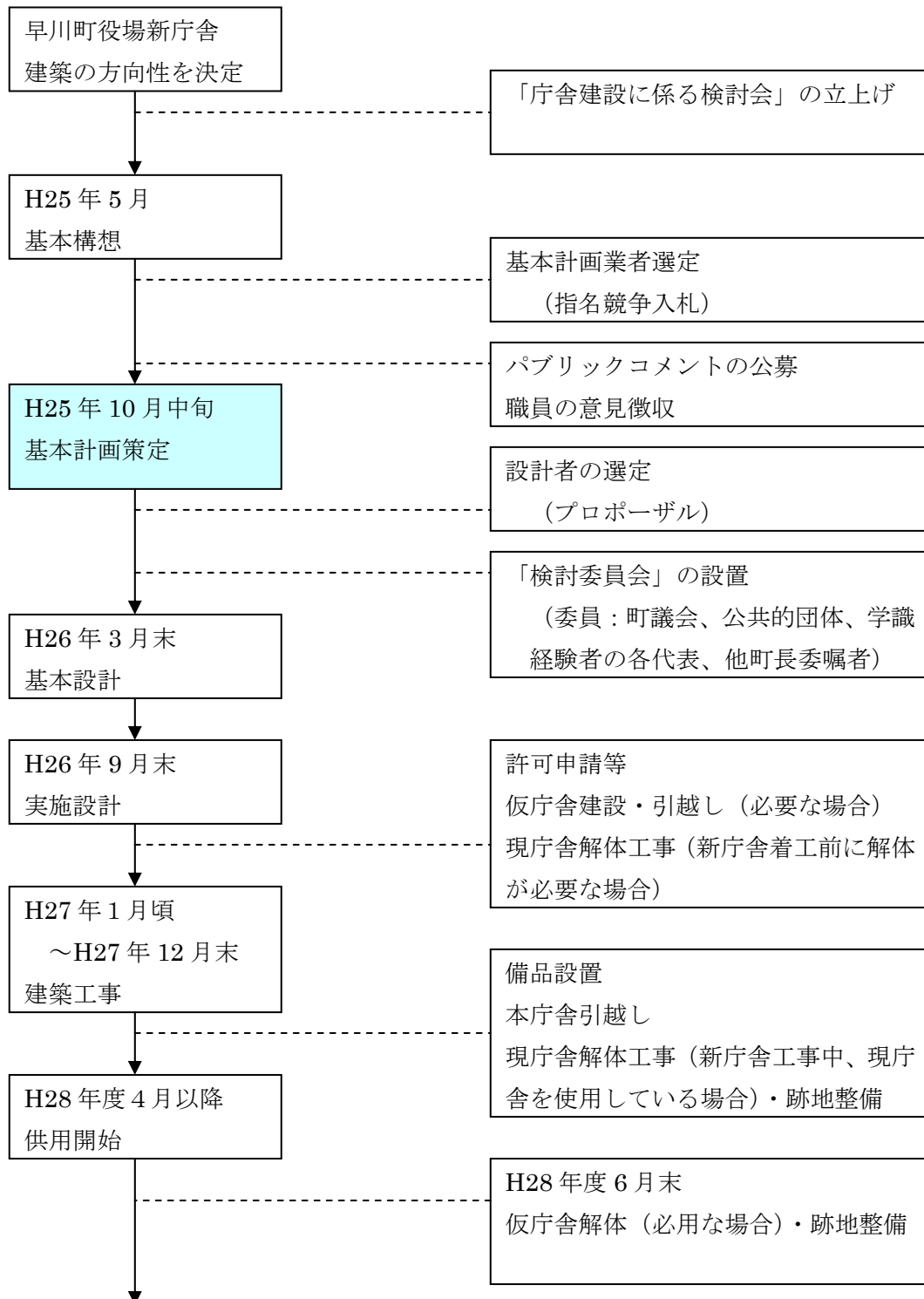
これらの課題を解決するため、早川町役場の新庁舎建築を執り行うこととした。新庁舎建築に向け、平成25年5月に民間企業をアドバイザーに迎えた関係所管部による「庁舎建設に係る検討会」を立ち上げ早川町役場新庁舎建設基本構想の策定を行った。基本構想をもとに検討会では、早川町役場新庁舎の建設にあたり、施設のあり方の検討、法的・技術的及び諸経費等の様々な視点から検討を行い本基本計画の策定にいたった。

本基本計画は、「早川町役場新庁舎建設基本構想」を基本理念として、職員アンケートや庁舎内で組織されたプロジェクトチームでの意見を踏まえて、新庁舎建設の基本的な事項をまとめたものであり、今後の基本設計、実施設計など事業実施にあたっての基本方針となるものである。

2. 事業フロー

早川町役場新庁舎建設は、以下の事業フローに従って行う。基本計画は施設整備の基本的な方針を示すものであり、今後の基本設計、実施設計等に当たっての条件を整理するものである。

【事業フロー】



3. 検討体制

基本構想・基本計画策定にあたり、民間企業をアドバイザーに迎え、役場内代表12名及び事務局3名で構成される「庁舎建設に係る検討会」（以降、検討会）を設置した。

検討会の検討事項は、

- ① 基本構想の取りまとめ
- ② 建設基本計画及び設計に係る条件整理
- ③ その他、施設の運営に関すること、である。

【参考 資料1. 庁舎建設に係る検討会 メンバー一覧】

【検討体制図】

